

## 第2回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会の意見一覧（関連条項順）

番号	発言委員 ※敬省略	意見内容		反映	備考	関連条項
1	浜崎	前文	前文にこれまでの災害経験から得られたことに関する記載がない。	○	災害を完全に防ぐことが困難であること（=減災の重要性）と近年の報告で自助の重要性が高まっていること（=自助の取組の深化が必要）を記載した。	前文
2	浜崎	定義	災害対策基本法からの引用だとわかりにくい。	○	引用ではなく、内容を記載した。	第2条
3	安田	定義	災害対策基本法からの引用だとわかりにくい。	○	引用ではなく、内容を記載した。	第2条
4	安田	ボランティアの役割	1回目の委員会では、ボランティアを統括するNPOのようなものを想定しているとのことだった。今回の資料を見ると個人を想定しているのかなと思う。その辺りの整理が必要。	○	個人と組織的ボランティアの両方を含む記載とした。	第2条
5	篠原	県民の役割	避難行動要支援者への支援については、県民の協力が必要では。	○		第4条
6	佐藤	防災士の役割	「地域の実情に応じて、平常時または災害時において防災・減災対策の推進に寄与するよう努めるものとする。」という記載はどうか。防災士は平常時だけでなく、災害時も活躍できる。	○		第7条、第38条、第39条
7	篠原	社会福祉協議会の役割	社会福祉協議会の役割として、「県民の生命、身体及び財産を守る」は不可能。各主体との連携を密にするという記載程度では。ボランティアの活動支援は可能。	○		第10条
8	北村	県民の取組	「男女ニーズに配慮した取組」や「男女の役割を固定化しない」等の記載があるとよい。	○		第20条
9	村崎	事業者の取組	「発災時に自動で電気ブレーカーが落ちる」このような仕組みがガス等にもできると良いと思う。	○	ガスについては、マイコンメーターの設置が義務化されている。	第26条
10	葛西	各主体の取組	地区防災計画の作成に関する記載が各主体の取組にあるといい。	○		第34条、第38条、第45条、第47条、第53条、第57条
11	浜崎	自主防災組織の取組	避難所にはその地域以外の住民も避難してくる。その地域の自主防災組織だけで運営マニュアルを作成するのはどうかなと思う。「避難所運営に積極的に関与する」というような表現はどうか。	○		第36条
12	北村	自主防災組織の取組	自主防災組織の取組として福祉避難所に関する記載を追加しては。	○	第36条に含まれる。	第36条
13	浜崎	自主防災組織の取組	防災士から支援を受ける立場として、連携に関する記載があってもいいのではないか。	○		第37条
14	佐藤	防災士の取組	積極的に自主防災組織への参画に関する記載があるといい。	○		第38条
15	佐藤	防災士の取組	「防災士は、災害時における地域住民の避難支援及び避難行動要支援者の避難支援を行う。」という記載があってもいい。	○		第39条
16	葛西	社会福祉協議会の取組	地区防災計画作成への参加の取組を追加。	○		第45条
17	酒井	定義	学校の取組ではなく、学校等の設置者等でいいのか？想定する主体の整理が必要。	○	設置者と管理者に分けての記載とした。	第48条～第52条
18	酒井	学校等の設置者及び管理者の取組	学校の取組と設置者（県や市町村）の取組が混じっている。	○	設置者と管理者に分けて記載した。	第48条～第52条
19	小松	学校等の設置者及び管理者の取組	取組内容を見ると多くが、教育委員会が主体となる内容。耐震化に関する記載だけが県、市町村の取組。書き分けが必要。	○	設置者と管理者に分けて記載した。	第48条～第52条
20	佐藤	市町村の取組	避難所マニュアルの作成支援に関する記載が必要では。自主防災組織がマニュアルを作成するのは難しい。	○		第53条

## 【資料3】

令和6年8月1日

福島県災害対策課

番号	発言委員 ※敬省略	意見内容		反映	備考	関連条項
21	葛西	学校等の設置者及び管理者の取組	避難所運営マニュアルの作成への参加の記載があるといい。	○		第53条
22	北村	自主防災組織の取組	避難所運営に関する記載があるが、一義的には市町村の取組では。	○		第53条
23	小松	市町村の取組	自主防災組織等の活性化では、具体性に欠ける。 地区防災計画の作成への支援の取組を市町村の取組に盛り込むべきではないか。	○		第53条
24	篠原	市町村の取組	活動実態のない自主防災組織があるため、その組織への指導が必要。	○		第53条
25	佐藤		福祉避難所について条例に盛り込んでほしい。	○		第53条
26	北村	市町村の取組	福祉避難所に関する記載を追加しては。	○		第53条
27	村崎	市町村の取組	災害時の早期の道路復旧は大切。	○		第54条
28	浜崎	市町村の取組	防災士から支援を受ける立場として、連携に関する記載があつてもいいのではないか。	○		第55条
29	小松	市町村の取組	災害教訓の伝承については、具体的な取組の記載は避けてほしい。「次代に伝承するよう努めるものとする。」程度の記載でよいのでは。	○		第56条
30	篠原	県の取組	活動実態のない自主防災組織があるため、その組織への指導が必要。	○		第57条
31	葛西	県の取組	地域防災サポーター制度の促進を取組に追加しては。	○		第58条
32	葛西	県の取組	地域防災サポーターと地域組織をつなげる取組の追加しては。	○		第58条
33	篠原	防災士の取組	中山間部等の人口が少ない地域では、防災士が避難行動支援をするのは難しい。	○		第58条
34	安田	県の取組	広域的地方公共団体として、防災士や自主防災組織の広域的な連携に関する取組について記載をして欲しい。	○		第59条
35	村崎	県の取組	災害時の早期の道路復旧は大切。	○		第59条
36	北村	県の取組	事前復興に関する記載があるとよい。	○		第60条
37	小松	県の取組・ 市町村の取組	県、市町村の取組については、地域防災計画に具体的な記載がある。この条例には、どの程度具体的に記載するかの整理が必要。	—		
38	北村	イメージ図	県民が中心であることがわかるような概念図だといい。	—	概念図作成時に留意する。	